

堺市生活困窮者自立促進支援モデル事業

## 堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」取り組み状況について

### 1. 事業目的

昨年12月に成立した「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階における相談支援や多様な就労支援等の自立支援策を強化し、生活困窮者に対する総合的な支援を行うものです。(平成27年4月の本格実施にむけて、生活困窮者自立促進支援モデル事業として堺市から委託をうけて堺市社協が実施しています。)

社会的孤立や経済的困窮を要因とした生活困窮者を含め、地域のさまざまな“困りごと”に対して、社協らしく地域にねざした相談支援を行うことを目的とします。

### 2. 事業概要

#### 1) 体制

- ・名称：堺市生活・仕事応援センター すてっぷ・堺 (H26年度 堺市委託事業)
- ・人員：主任相談支援員1名、相談支援員3名、事務員1名、就労支援員1名 (※)
- ・開所日：平成26年6月16日 ※堺市より株式会社パソナへ委託

#### 2) 自立相談支援事業 (支援内容)

- ・相談支援 (アセスメント及び本人の状況に応じた支援プランの作成など)
- ・就労支援 (職種選定、求人情報提供、書類作成、面接対策など)
- ・家計相談支援 (収支状況の整理、生活費の使い方提案、滞納・借金の整理など)
- ・地域づくりの推進 (地域連携、社会資源開発など)

#### 3) 対象者

「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」  
(法第2条)

### 3. 活動状況・相談実績 (H26. 6. 16~H26. 9. 30)

#### 1) 相談支援件数

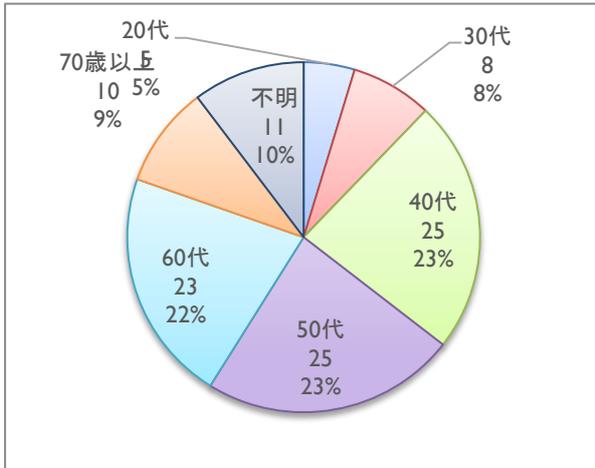
- 新規相談件数 : 164件
- 支援対象件数 : 101件
- 対応件数(のべ) : 909件
- 就労決定件数 : 12件

#### 2) 相談例

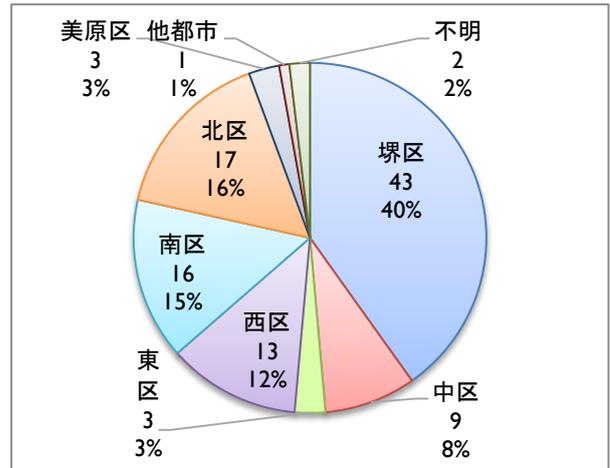
- ・高齢者と同居しており介護離職や不況を理由に働いていない稼働年齢層や、60代の年金受給前・未受給・低額受給者からの相談。(就労支援)
- ・生活費の収支計算ができない、滞納や借金によって生計が立てられない、様々な要因で経済的困窮状態に陥り生活を再建したい本人や関係機関からの相談。(家計相談支援)
- ・貸付等の各種制度に該当しない方や、地域から孤立している方、複合的な課題を抱えている世帯の相談。(地域の発見により社協区事務所を通じての相談)

### ①支援対象者

・年代

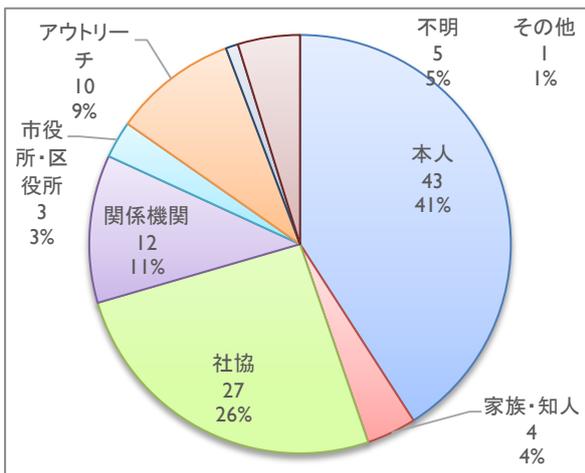


・住所

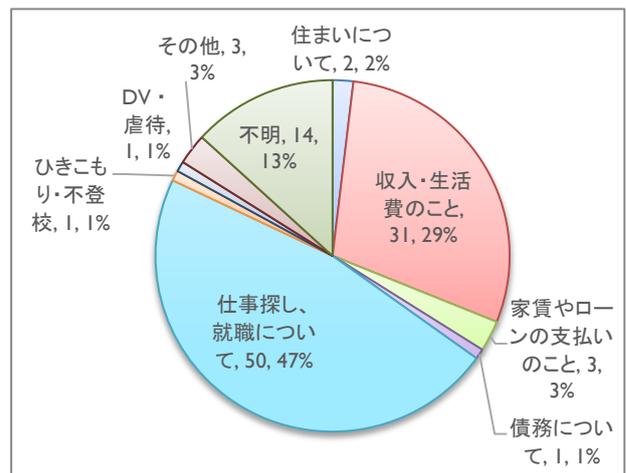


### ②相談者・相談内容

・初期相談経路



・相談内容（主訴）



### ③課題・要因

